

福岡医発第 1294 号(地)
令和 2 年 8 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

労災レセプト電算処理システムにつきましては、希望する労災指定医療機関が電子レセプトをオンライン又は電子媒体により労働局に提出し、労災診療費を受け取る仕組みであり、平成 26 年 2 月に稼働が開始されて以来 6 年が経過しております。

今般、労災保険指定医療機関を対象とした本システムの普及促進事業に関し、別紙 1 のとおり日本医師会を通じて厚生労働省並びに別紙 2 のとおり福岡労働局より周知依頼がありました。

具体的には、本システムを導入した労災指定医療機関においては、労災診療費請求書及びレセプトをオンラインで請求する場合の環境整備に係る費用の負担に関して、導入支援金として最大 50 万円（病床数 20 床未満）が支払われるものであり、希望される労災指定医療機関は、労災レセプトシステム普及促進センターヘルプデスクへ連絡していただくことになります。

また、今年度は新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、本事業の周知に当たり、オンラインを活用した説明会やオンライン個別相談により各地域の実情に合わせて対応される予定となっておりますので、詳細につきましては別添リーフレット等及び下記をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、当該取り組みについては、あくまでも当該システム導入を希望する医療機関があれば、手挙げ方式により参加いただくものであり、参加を強制するものではありません。

記

- 労災レセプトオンライン化ナビ : <https://www.rourece.mhlw.go.jp/>
- 厚生労働省ホームページ : https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rezeptsystem/index.html
- 福岡労働局ホームページ : https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/rousai_hoken/tetsuzuki/119829.html

以上

令和 2 年 7 月 2 1 日

都道府県医師会
労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

労災レセプト電算処理システムの利用促進に係るお知らせ

労災レセプト電算処理システムにつきましては、希望する労災指定医療機関が電子レセプトをオンライン又は電子媒体により労働局に提出し、労災診療費を受け取る仕組みであり、平成 26 年 2 月より全国稼働実施となっております。

当該システムにつきましては、稼働より 6 年が経過しておりますが、さらなる普及を一層進めるため、別添のとおり労災保険指定医療機関を対象とした普及促進事業に関して、厚生労働省大臣官房審議官より周知依頼がきておりますので取り急ぎご連絡申し上げます。

具体的には、労災レセプト電算処理システムにより、労災診療費請求書及びレセプトをオンラインで請求する場合の環境整備に係る費用の負担に関して、労災レセプト電算処理システムを導入した労災指定医療機関において、導入支援金として最大 50 万円（病床数 20 床未満）が支払われるものであり、希望される労災指定医療機関は、労災レセプト普及促進センターヘルプデスクへ連絡していただくことになります。詳細につきましては厚生労働省ホームページをご覧ください。（参照：労災レセプトオンライン化ナビ <https://www.rourece.mhlw.go.jp/>）

また、今年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、当該事業の周知に当たり、オンラインを活用した説明会やオンライン個別相談により各地域の実情に合わせて対応する予定でございます。

なお、当該取り組みについては、あくまでも当該システム導入を希望する医療機関があれば、手挙げ方式により参加いただくものであり、参加を強制するものではありませんので、ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

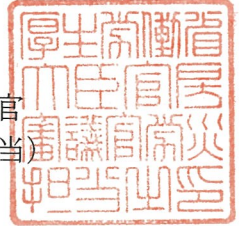
[添付資料]

- ・ 労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について
(令 2.7.15 労災発 0715 第 1 号 厚生労働省大臣官房審議官)

労災発0715第1号
令和2年7月15日

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長 島 公 之 殿

厚生労働省大臣官房審議官
(労災、建設・自動車運送分野担当)



労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムについては、平成26年2月に稼働を開始して以来6年が経過したところでありますが、本システムの普及を一層進めるため、別添のとおり令和2年度においても労災保険指定医療機関を対象とした普及促進事業を実施しているところです。

また、今期については、新型コロナウイルス感染症の各地状況を踏まえ、労災保険指定医療機関へ配慮し、オンライン等の活用による個別対応やオンラインによる説明会等の活用による実施を予定しております。

つきましては、本システムの普及及び普及促進事業について御理解いただき、都道府県医師会への周知について、特段のご配慮を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業（令和２年度）の概要

1 労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業

労災指定医療機関及び労災指定薬局（以下「指定医療機関等」という。）からの労災診療費等の請求については、平成２６年から、労災レセプト電算処理システム（以下「労レセシステム」という。）によりオンラインでできることとなった。

しかしながら、労レセシステム導入には、システム改修及びソフト購入等の費用がかかり、また、労災保険の取り扱い件数が少ない等の理由により、労レセシステムの普及が進んでいない状況にある。

このため、労レセシステムについて、指定医療機関等に対し広く周知するとともに、導入意向のある指定医療機関等に対し重点的に導入勧奨し、導入時の支援金の支払により、労レセシステムの普及を図るものである。

また、今期については、新型コロナウイルス感染症の各地の状況を踏まえオンライン等の活用による個別対応やオンラインの説明会等の活用により実施するものである。

2 普及促進のための委託事業

厚生労働省は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進事業について、株式会社博報堂に委託し、次の事業を行う。

(1) 未導入の指定医療機関等に対する普及促進に向けた広報・周知活動

指定医療機関等に対する WEB を活用した導入勧奨（オンライン個別相談）など

(2) 未導入の指定医療機関等に対するパンフレット等の作成・発送、アンケートの実施

(3) 未導入の指定医療機関等に対するオンライン説明会の実施

(4) 導入支援金の支払（上限額の引き上げ）

新たに労レセシステムを導入した指定医療機関等に対し、導入に係る費用の２分の１に相当する額を支払う。ただし、次の額を上限とする。

医療機関（病床数２０床以上）８０万円

（病床数２０床未満）５０万円

薬局 ２０万円

(5) 医療機関等の関係団体の会報誌への広報

(6) 問合せ対応のためのヘルプデスクの設置・運営

3 厚生労働省及び都道府県労働局の取組

厚生労働省及び都道府県労働局は、労災レセプトのオンライン化に向けた普及促進に向け、次のような取組を行う。

(1) 厚生労働省の取組

ア 関係団体への協力依頼

イ 厚生労働省ホームページへの掲載による周知

(2) 都道府県労働局の取組

ア 関係団体への協力依頼

イ 関係団体が実施する各種会合等の場における周知

ウ 都道府県労働局ホームページへの掲載による周知

※ 指定医療機関等に対する個別訪問による導入勧奨は、原則として行わない。

労災指定医療機関・労災指定薬局の皆様へ

労災レセプトは オンライン請求が便利です

届け出・設定などの詳細は、厚生労働省HPをご覧ください

労災レセプト電算処理システム

🔍 検索

労災レセプトをオンライン請求にすると、
導入支援金を受けることができます。

詳しくは、こちらのURLをご覧ください。

(<https://www.rourece.mhlw.go.jp/>)



厚生労働省・都道府県労働局

今こそ、オンライン化!

令和2年度 厚生労働省委託事業

労災レセプト電算処理システム導入へむけた オンライン説明会

労災保険の労災診療費・労災薬剤費の請求が、オンライン・電子媒体でできる「労災レセプト電算処理システム」。
導入へ向けた疑問に、オンライン説明会でわかりやすくお答えします!



8月26日(水)~12月3日(木)までの

毎週

水・木曜日

医療機関様 向け

第1 第2 水・木曜日 / 13:00~14:00

第3 第4 第5 水・木曜日 / 14:00~15:00

薬局様 向け : 15:30~16:30

申込締切 : 開催日の2営業日前まで
定 員 : 各回 / 50名

参加費
無料

プログラム

- 1 普及促進の取組概要(5分)
(厚生労働省担当者)
- 2 システム導入のご案内(10分)
- 3 導入事例の紹介(10分)
- 4 導入支援金の申請方法(10分)
- 5 質疑応答(25分)

説明会へのご参加の流れ

- 1 参加できる環境を整えます。
- 2 裏面を見ながらお申込ください。
- 3 実施2日前までにご登録のメールアドレスへ案内メールが届きます。
- 4 当日はメールの案内に沿って開始時間までにログインしてください。

必要環境

・ パソコン ・ PC用マイク(任意) ・ PC用カメラ(任意)

※オンライン説明会ではクラウドサービスのZOOMを使用いたします。
環境や日程の都合によりご参加いただけない方は、個別のご相談も可能です。

参加にはお申込が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

オンライン説明会参加申し込み要項

申し込み方法



WEB ▶

<http://www.rourece.mhlw.go.jp/>

ホームページのメールフォームから申し込みができます。

労災レセプトオンライン化ナビ

検索



メール ▶

info@rourece.org

下記の申し込み事項をメール本文に直接記入して、アドレスへ送信ください。



FAX ▶

0120-900-681

下記の申し込み事項を記入し、こちらの紙をご送信ください。

お申込み後、実施2日前までにご登録のメールアドレスへ参加IDを送付いたします。

参加希望日程	月	日	水・木	曜日	参加区分	医療機関	薬局
--------	---	---	-----	----	------	------	----

所属機関名

部署名

参加者氏名

メールアドレス

各回、お申込みは実施日の2営業日前までになります。定員に空きがある場合は、直前のお申込にも対応いたします。
定員に達した場合はご希望に添えないことがありますのでご了承下さい。代替日のご相談をヘルプデスクよりご連絡させていただきます。

環境や日程の都合によりご参加いただけない方は、個別でのご説明も可能です

☐ ZOOMを利用したWEB個別説明

☐ 直接施設へご訪問して個別説明

第1
希望日

月 日()

第2
希望日

月 日()

第3
希望日

月 日()

希望時間帯

例) 12時～13時の間、17時以降のどこか、など

所属機関名

ご担当者氏名

ご連絡先(電話番号またはメールアドレス)

お問い合わせ

労レセシステム普及促進センター
ヘルプデスク まで

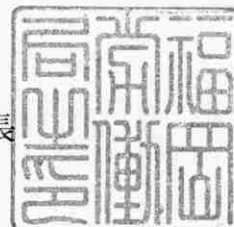
☎ 0120-900-673

(土日祝日は除く、平日 9:00～18:00)

福岡労発基0727第3号
令和2年7月27日

福岡県医師会長 殿

福岡労働局長



労災レセプト電算処理システムの利用促進に係る協力依頼について

平素より労災補償行政の推進につきまして、格段の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災レセプト電算処理システムについては、平成26年2月に稼働を開始して以来6年が経過したところでありますが、本システムの普及を一層進めるため、令和2年度においても労災保険指定医療機関等を対象とした普及促進事業を実施しているところです。

つきましては、本システムの普及及び普及促進事業について御理解いただき本システム未導入の貴会会員への周知について、特段のご配慮を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、指定医療機関等に対するリーフレットは、福岡労働局ホームページに掲載しておりますが、本通知にも添付させていただきますので、ご活用くださいますようお願いいたします。

支援金額は最大80万円！

平成31年4月1日以降に導入

病院は…最大**80**万円
診療所は…最大**50**万円

平成31年3月31日以前に導入

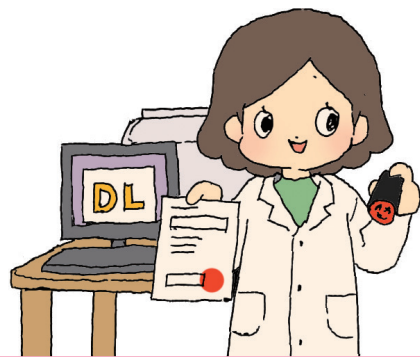
病院は…最大**50**万円
診療所は…最大**40**万円

※導入とは医療機関に労レセシステムが納品された日付をさします。

導入にかかった 実支出額	比較して少ない 方の額を選定	区分	限度額	
			①平成31年4以降導入	②平成31年3月以前導入
実支出額の1/2*		病床20床以上	800,000円	500,000円
		病床20床未満	500,000円	400,000円

※1,000円未満の端数切り捨て

実支出額に2分の1を乗じた額を原則お支払いしますが、区分ごとに定める限度額を上限とします。ただし、選定された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとします。



WEBダウンロードで 簡単に申請できます！

申請書がWEBサイトからダウンロードできるようになりました。PDFに直接入力できるので、書き直しの心配もありません。印刷したら、必要箇所に署名・捺印をして、あとは添付書類が揃えば申請ができます。

各都道府県労働局一覧

北海道局	(直) 011-716-2080	石川局	(直) 076-265-4426	岡山局	(直) 086-206-1821
青森局	(直) 017-734-4115	福井局	(直) 0776-22-2656	広島局	(直) 082-221-9245
岩手局	(直) 019-604-3009	山梨局	(直) 055-236-5880	山口局	(直) 083-922-0222
宮城局	(直) 022-292-7301	長野局	(直) 026-480-0707	徳島局	(直) 088-652-9144
秋田局	(直) 018-800-9533	岐阜局	(直) 058-265-3016	香川局	(直) 087-811-3215
山形局	(直) 023-624-8227	静岡局	(直) 054-653-6050	愛媛局	(直) 089-998-6580
福島局	(直) 024-529-5376	愛知局	(直) 052-855-2148	高知局	(直) 088-885-6025
茨城局	(直) 029-224-6217	三重局	(直) 059-213-5511	福岡局	(直) 092-433-7225
栃木局	(直) 028-610-0900	滋賀局	(直) 077-522-1131	佐賀局	(直) 0952-32-7166
群馬局	(直) 027-896-4738	京都局	(直) 075-211-4100	長崎局	(直) 095-801-0019
埼玉局	(直) 048-826-6717	大阪局	(直) 06-7711-0740	熊本局	(直) 096-211-1122
千葉局	(直) 043-202-2370	兵庫局	(直) 078-367-9157	大分局	(直) 097-533-8200
東京局	(直) 03-5812-8391	奈良局	(直) 0742-32-1071	宮崎局	(直) 0985-38-8837
神奈川局	(直) 045-222-6625	和歌山局	(直) 073-488-7366	鹿児島局	(直) 099-216-8616
新潟局	(直) 025-283-2123	鳥取局	(直) 0857-29-1706	沖縄局	(直) 098-868-3559
富山局	(直) 076-432-2739	島根局	(直) 0852-31-1159		

今こそオンライン化！

令和2年度 厚生労働省委託事業

労災指定医療機関向け

労災レセプト電算処理システム

オンライン化は簡単で便利です。

導入される労災指定医療機関のみなさまに対し、導入支援金をお支払します。

令和3年3月より
アフターケアも
オンライン対応
開始予定！



オンライン請求になり、レセプト提出期限まで時間の余裕ができました。それに加え、請求前にエラーのチェックのことができることから、より正確な請求ができるようになりました。(大阪府/Kクリニック)

紙レセプトを作成する手間が省けて作業がとてスムーズになりました。書き写しの間違いやレセプト用紙の取り寄せの手間が省けます。(福岡県/H医院)

導入や導入支援金に関するお問い合わせ

労レセシステム普及促進センター ヘルプデスク

TEL: 0120-900-673
(土日祝日は除く、平日 9:00 ~ 18:00)

FAX: 0120-900-681

E-mail: info@rourece.org



WEB: <http://www.rourece.mhlw.go.jp/>

労災レセプトオンライン化ナビ

検索

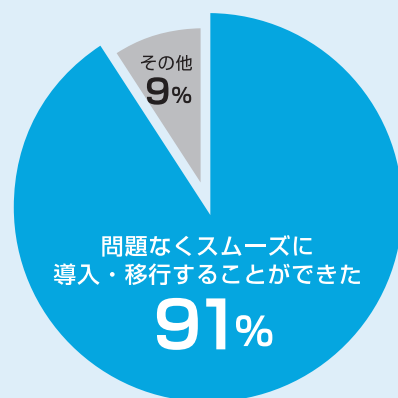
オンライン請求を導入した 医療機関さまの声

平成28年4月以降にオンライン請求を導入した
全国の労災指定医療機関さまに向けて、アンケートを実施しました。

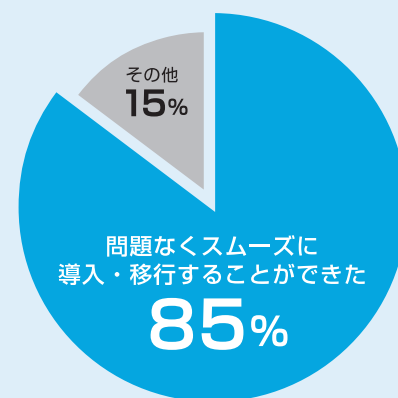
Q.労災レセプトのオンライン化導入及び運用移行は
どのような状況であったのか、教えてください。

約90%の方が
スムーズな導入・移行
を行っています。

労災レセプトのオンライン化について
導入された医療機関にお聞きしたところ、
オンライン化導入及び運用移行の
状況について、病院では91%、診療
所では85%の方に「問題なくスム
ーズに導入・移行することができた」と
回答いただきました。
(有効回答数 779件)

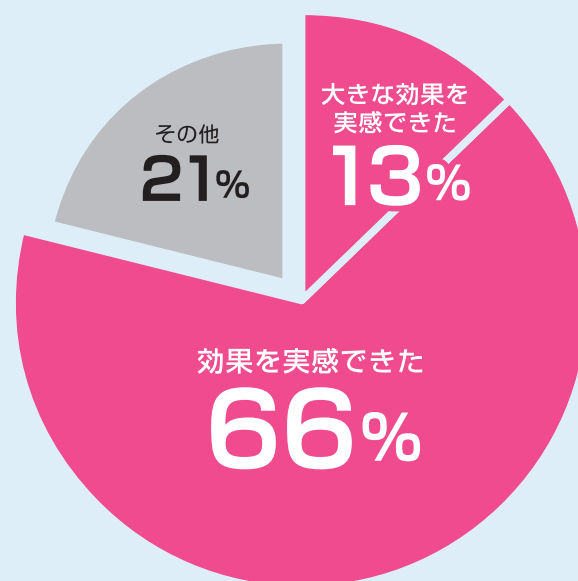


[病院]



[診療所]

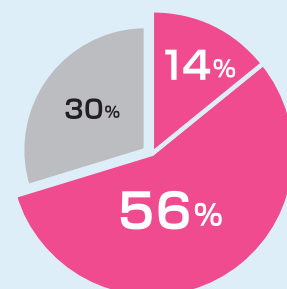
[取扱件数が月10件以上]



Q.システム導入による、効果(業務への影響)
について、教えてください。

70~80%の方が
導入した効果を
実感しています。

[全体]



労災レセプトのオンライン化について
導入された医療機関及び薬局にお聞き
したところ、導入による業務への影響
について、取扱件数が月10件以上
では、約80%の方に、「導入効果が
あった」と回答いただきました。尚、
全体では70%の方が「導入効果があ
った」と回答いただきました。
(有効回答数 1,083件)

オンライン化は簡単で便利！

労災レセプト電算処理システムのメリット

メリット1

明快

査定結果・理由・支払額が分かります。

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、
システム上で診療行為ごとの「査定結果・理由」「支払額」を確認できます。
また、それらのファイルのダウンロードも可能です。

メリット2

確実

事前にデータの不備をチェックできます。

請求前に事前の点検(受付前点検)を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできます。
記入漏れや誤りのないレセプト作成により、請求業務がスムーズになります。

メリット3

余裕

受付時間が延長されます。

土・日・祝日でも、毎月5~7日は8~21時、8~10日は8~24時までに請求することができます。
また、データに不備があり、10日までに請求できなかった件数分は、
当月の12日まで修正して請求することができます。

メリット4

安全

個人情報の流出防止など、セキュリティが向上します。

レセプトの搬送(窓口への持参又は送付)時の破損や紛失などを回避できます。
オンライン請求は安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

メリット5

お得

電子化による点数が算定できます。

レセプト1件あたり、5点の労災電子化加算がされます。
(令和4年3月診療分までの予定です。薬剤費レセプトは対象となりません。)

導入支援金をお支払します(申請までの流れ)

労災レセプト電算処理システム導入

- ①システムを導入する際は、所定の届出書を
都道府県労働局に提出してください。
※届出書類は厚生労働省のホームページから、ダウンロード
できます。
 - ②労働局から、ID・パスワードの発行を受けてから、
端末の操作及び確認試験を実施してください。
- 確認試験の実施

申請書作成・送付

- 契約書、納品書、領収書等を揃えて
申請書一式を送付

申請書類確認

- 申請書類確認
※申請書を受付しましたらヘルプデスクよりご連絡致します。
※書類に不備がある場合、返却させていただきます。

支払通知書送付

- 登録口座あてにお振込み
※ご提出後、書類の審査をさせていただきます。
ご提出からお振込みまで、約1ヶ月かかります。

入金確認